

取付管および柵設置基準

1) 取付け管

取付管径は、最小径φ150mmとし、特に下水量の多い場合は200mm以上を使用する。管材は、硬質塩化ビニール管を使用する。

取付け管の本管取付け位置は、本管の流れに抵抗を生じさせないように、また、取付け管内に本管からの背水を受け、汚泥が沈殿して閉鎖の原因とならないよう、本管の中心線より上で取付ける。管の布設は、本管に対し直角に布設し、本管取付け部は本管に対して60°または90°とする。管の布設勾配は10‰以上とすること。

2) 柵

柵は民地等の下水を本管へ流入させるために設けるものである。設置位置は、汚水柵の場合、民地内(ただし、工場排水等の流入が予想される場合にあっては道路上)に、合併柵の場合は道路上に設けるものとする。

柵の深さは宅地の高さ、奥行き等を考慮して決めるものとする。柵の底部は、汚水がスムーズに流下するようインバートを設ける。

柵の形状別用途

種類	排水面積及び人口	分・合流の別	取付管径	備考
合併柵1号	600㎡未満	合流	φ150	設置場所は道路内
〃 2号	600㎡以上	〃	φ200	
汚水柵 (塩ビ製小口径柵)	300人未満	分流	φ150	設置場所は宅内
	300人以上	〃	φ200	

公共柵設置工 標準図

